

芦屋市指定管理者選定・評価委員会 進行表

(潮芦屋交流センター)

日 時	令和8年8月10日(月) 午後1:30 ~ 4:00
場 所	芦屋市役所 災害対策本部室(東館3階中会議室)
出席者	委 員 1号委員 石井 隆之 1号委員 三村 奈央 2号委員 吉富 志津代 3号委員 柏原 由紀 市出席者 DX行革推進課 主幹 三柴 哲也 DX行革推進課 係長 山西 信也 DX行革推進課 係員 山下 智大 事務局 企画部 参事 伊藤 浩一 国際文化推進課 課長 田嶋 修 国際文化推進課 係長 北田 可奈 国際文化推進課 課員 南 夏菜 公認会計士・税理士 上田 美貴
事務局	国際文化推進課
会議の公開	■非公開
傍聴者数	人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委員長の互選、副委員長の指名
- (4) 会議運営に関する説明等
- (5) 議題「外部評価(審議事項)」
- (6) その他
- (7) 閉会

2 資料

3 委員長の互選・副委員長の指名

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、1号委員の中から互選で石井委員が委員長に選出され、吉富副委員長が副委員長に指名された。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から2人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数4人中4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議が成立していることを確認した。

5 委員会の公開・非公開

芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められているが、同条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることになっている。本日の審議では評価を行うことから、公開することで審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、非公開とすべきであることを確認し、決定した。

また、議事録の公開については、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損ねない範囲で公開すべきとされていることを確認し、決定した。

6 審議経過

石井委員長： 事務局より、審査要領の説明をお願いします。

事務局： <【資料4-1「評価審査要領」】と【資料4-2「評価基準」】に基づいて審査要領の説明>

石井委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問はございますか。

三村委員： 評価基準の2の適正な施設の管理（2）の従業員管理の中に、就業規則を定め、労働環境が保持されているかという基準がありますが、資料に就業規則などが見られなかったように思います。今日の委員会の中で確認し、評価するという理解でよろしいですか。

事務局： はい。足りない部分は本日のヒアリングで口頭確認していただくこともできますし、従業員が適正配置になっているかという点は、毎回のモニタリングで確認を担当課でさせていただいております。それが最後に反映されているものが、資料の中にあります年度評価表というものですので、そちらを御確認いただいてもざっくりしたところは見ただけだと思います。

三村委員： ありがとうございます。

石井委員長： 評価基準の3の事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制の（1）事業収支についての2つ目に、事業の経費等が明確に分かれているかという質問があるのですが、何と何が分かれているかということでしょうか。

事務局： 指定管理事業の中に本来事業と自主事業があり、それ以外に指定管理と関係なく法人が行っている独自事業というものがあります。そこが明確に区別されているかというところを評価いただきたいと思います。

石井委員長： 分かりました。指定事業の中の本来事業と自主事業と、指定管理事業と独自事業、その明確な区分という、2つの観点から見るとのことですね。

事務局： はい。

吉富副委員長： 専門がそれぞれあるので、自分の専門のところは細かく見て、それ以外のところは書類を見て評価をするということで、評価の関わり具合を変えても大丈夫ということでしょうか。

事務局： はい。

石井委員長： それでは、事務局で作成した審査要領で進めることとします。

まず事務局から、施設の概要をご説明いただき、その後、毎年、1年間の運営結果を評価されております「年度評価表」を基にこれまでの管理運営状況等についても説明願います。

評価結果は、事前に送付されていますファイルの【「指定管理者評価表」】に記載されております、特に評価すべき点、課題となっている点などがあれば、それも含めてご説明ください。続けて、本委員会に先立ち実施されました事前調査の概要を説明願います。

事務局： <施設の概要について説明>

石井委員長： 評価表の全般的事項が2期連続Bになっているのですが、基本的に要求されている資料をちゃんと提出しているかという質問が中心だと思うのですが、そこでBというのは何か問題があるのでしょうか。

事務局： 書類は期日までに提出いただいているのですが、全般的事項は90%以上でB評価、100%でA評価と、かなり基準が厳しくなっており、事業計画の目標設定の部分のみ満点に至っていないため、B評価になっています。これまでも指定管理者と協議を続けているのですが、指定管理者としては前年度決算数値を見て目標設定をしたいということなのですが、利用率や利用者数は右肩上がりですので、前年の決算数値からだとも今年度の決算数値からも少し下回ってしまう場合があり、もう少し実態に合わせた目標設定ができないかというところです。

石井委員長： 目標が低過ぎるのではないかということですか。

事務局： はい。

石井委員長： 国際交流と集会所、どちらが増えているのでしょうか。

事務局： 事業報告書の6ページ目にそれぞれの利用率と延べ利用人数が記載されています。年によって差はありますが、2階の国際交流センターは、伸びが大きかったと考えております。

石井委員長： 対計画比で一番伸びたのが国際交流センターという理解ですか。

事務局： はい。

石井委員長： 芦屋市の外国人の方の人口は結構増えているのですか。

事務局： 外国人住民登録者数は、コロナ前で1,600人程度、現在2,300人以上となっていますので、全国的に同じだと思うのですが、かなり住民登録者数は増えております。

石井委員長： それも影響しているということですか。

事務局： はい。

石井委員長： ほかに質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

三村委員： サービスの質の向上について伺います。国際交流を中心としていきたいというところがもう一歩で、B評価となっていたと思うのですが、4番のサービスの質の維持、向上で特に不足していると考えているのはサービス向上と、住民利用者の参画のどちらでしょうか。

事務局： サービスの向上につきましては、市民の方から、館の感じや接遇は非常にいい評価をいただいております、これ以上改善できないくらい頑張ってくれていると考えています。

新たな利用者の掘り起こしについては、小さな努力を積み重ねてはいますが、新たな取組など、いろんな方の意見を取り入れながら、もう少し努力していただけたらと考えています。

住民と利用者の参画については、国際交流協会はすごく大きな団体で、ボランティアの方もたくさんいらっしゃるの、協会の中の方々はすごく積極的に運営に関わってくださっているのですが、今回の指定管理期間から地域の方との連携に非常に力を入れていただいているところですので、これからも続けてほしいという思いがあります。

あとは潮芦屋のエリアに、特に中国の方が非常に増えているのですが、新しく来られた外国人の方とのつながりなども、今後ますます強くしていってほしいという気持ちがあり、まだ努力していただきたいという評価になっております。

吉富副委員長： どのような在留資格の人が多いのでしょうか。

事務局： 永住者の方が増えています。芦屋の特徴だと思うのですが、すぐに永住権を取る人が増えているのと、中国の方は、少し前は経営管理が非常に多かったです。それに伴って来られる家族滞在の方も増えていると思います。

石井委員長： 令和6年度の評価表の上のほうに収支の状況というのがあって、令和6年度収支実績額が1万8,317円となっているのですが、事業報告書の収支差額は7,525円です。ここは一致すべきでしょうか。

事務局： 一致するはずですが、もう一度確認させていただいてよろしいですか。

石井委員長： 時間もありませんので、事前調査の説明をしていただきます。

公認会計士・税理士（上田）＜説明＞

事務局： 事務局から少し1点補足をよろしいでしょうか。上田様から御説明いただいた備品の件について、登録できていなかった85万9,777円分なのですが、こちらのコミュニケーション不足で、誤って指定管理者に備品登録をしなくていいというように伝わってしまっておりました。指定管理者としては本来登録をしなければならないという認識があったものの、すぐに購入したいという状況でしたので、市では予算を取っていないため購入できないとお伝えしました。そのため御自身で購入されて、備品登録にはならないと思い、消耗備品費という項目で計上されていたということが、監査していただいて分かったものです。

こちらの伝え方があまり明確でなかったと思いましたので、指定管理者には、改めて備品の登録の依頼をするようお願いをしたところです。

石井委員長： 芦屋市の予算に上がっていないと、すぐに購入できないということですか。

事務局： はい。備品費は前年度から予算要求を計上していないと、当該年度になってから予算を捻出する

ことが難しく、その実情をお伝えしました。指定管理者も備品費として少し予算を用意されていたので、今回は指定管理者が御自身で買うということになりました。

石井委員長： 指定管理者が急いで買いたい場合は、どうすればいいのですか。

事務局： 指定管理者が購入し、市に帰属する備品として登録することが可能です。

石井委員長： 指定管理者が払って、市の資産として計上する形になるということですか。

事務局： 指定管理費の中でやり繰りするという意味です。

三村委員： 業者のほうではある程度備品について予算として幾らか事前に予算として計上していて、その中である程度緊急を要するもの、その都度買えるものをその予算から出すということですか。

事務局： はい。事業の運営に差しさわりのあるほど緊急性があるものであれば、市の中で協議して、当該年度でも予算を付けることはできなくはないですが、今回の場合は緊急性がそれほど高くなかったため、市で今年度購入することはできないとお伝えしたところです。備品費はもともと予算計上してくださっていたので、指定管理者の予算の中で買っていただくということになりました。

三村委員： 会計上どこから出すかというだけの問題であって、指定管理者の認識としては、何らかの備品を購入した場合は市に帰属して、それが一定要件に該当すると、備品として登録しなければいけないという認識は持たれているということですか。

事務局： はい。

三村委員： 令和5、6、7で見ると、令和5年だけ税金のほうが少し高く、最終的にマイナスになったという認識なのですが、なぜ令和5年だけが高かったのか教えていただきたいです。また、今後大体同じような金額で推移していく見込みなのかどうか、もし分かれば教えていただきたいです。経常外費用の2つ目の法人税・住民税及び事業税というところが、令和5年だけ少し高く、結局マイナスになったという見方ができるのですが、その後はそこまで高くないので、ここが結構黒字と赤字の差額になってくるのかなと見えました。

柏原委員： ちょうど指定管理者の選定替えのタイミングに当たっており、前期より指定管理料が増額になったことが影響しているのかもしれませんが。

事務局： 令和6年から2,700万円程度になったのですが、令和5年の時点では1,800万円なので、そこは大きいかもしれません。

柏原委員： 指定管理の期間が5年間なので、令和5年度の指定管理料を見積もりましたのは、6年前ということになります。その間、コロナや世界情勢の影響等で物価がどんどん高騰した、かなり厳しい時期だったと思います。そうした背景も踏まえ、前期に比べて指定管理料は上がりましたので、収支の部分が大幅ましになったとみえるのかと思います。状況が変わらなければ、令和5年のような大きな赤字にはならないと思います。

三村委員： ありがとうございます。その見方だけでも分かって助かります。

石井委員長： よろしいですか。では指定管理者の方に入っていただきたいと思います。

(指定管理者 会議参加)

石井委員長： それでは、まず指定管理者の担当者から管理状況等についての説明をお願いします。施設の概要につきましては、既に説明済みですので省略いただいて結構です。また説明の中で特にアピールする点、課

題となっている点なども含めて御説明いただければと思います。説明時間は、おおむね 10 分以内で簡潔にお願いします。説明の後、各委員から質疑を 35 分程度行いますので、それに対して御回答いただければと思います。

指定管理者 <説明>

石井委員長： ありがとうございます。それでは、質疑の終了時間は一応 15 時ぐらいまでをめどと考えていますが、何か各委員から御質問等伺えればと思います。

吉富副委員長： 非常にいろいろ積極的に、地域との関わりが活発になっているというのがうかがえる報告書でした。そして、近隣の団体の潮芦屋ふれあい元気の会のメンバーになり、盆踊りなどの行事にも参加する、つなぐようなことをされていて、すごく発展的になっていると思います。

その延長線上で防災の教室もされ、特に芦屋大学の留学生さんとも連携したというのはすごくいいと思うのですが、そこに参加する側の、地域に住んでいらっしゃる外国の住民の方たちの参加状況をお伺いしたいです。

指定管理者： なかなか参加される外国人の方が少なく、日本語教室の生徒に声をかけて、来たら浴衣が着られるなど、インセンティブを与えて来ていただくようにしています。とりあえず出ていかなければいけないと思っています。

また、会員の皆さんが、芦屋大学の留学生のスピーチを聞き、外国人の子はどういうことで嫌な思いをしたか、どういう目的で来ているか、そんな話をして、皆が相談員になれるように養成していきたいと思っています。

私も、近所に引っ越して来られた中国人の方がおられて、お話し会をして、お友達になったりしますから。そういうことを、会員の皆さんが意識をしてやっていかないと、なかなか外国人の方は出てくださらない。お声かけをして、一緒に行きましょうとならないと、なかなか出てこれないのではないかなと懸念しています。

吉富副委員長： 自主事業の料理教室やセミナー、多言語の相談窓口にも住民の方が来られるということですか。講師も住民の方たちを呼んでいらっしゃるのですか。

指定管理者： 外国人支援委員会には、今、インドの方と中国の方を委員に入らせていただいています。その方々の意見を取り入れて外国支援委員会の活動をしたいと思っています。講師は各国から選んで、来ていただくということを意識してやっております。

吉富副委員長： その方たちは住民というわけではないのですか。

指定管理者： 外国支援委員会の委員は住民です。料理の先生方はかならずしも住民ではないですが、なるべく住民の方が多いほうがいいと思います。

吉富副委員長： 相談に来られる方は住民の方ですか。

指定管理者： 相談に来られる方は芦屋の方しか来られません。潮芦屋交流センターですから、近くの方しか来られない。今、潮芦屋交流センターの南のほうで、中国人の方がすごく増えておられます。今、大体 6、70 人の生徒さんがおられますが、2 年ほど前はそのうち 10 人ぐらいだったのが、このところ 40 人に増えました。

今、講師養成講座をしているのですが、少人数のグルーブレッスンをしようとする講師数が足りませ

ん。大人数になると、さっき申し上げたサポートができなくなるので、兵庫県国際交流協会にサポートいただいて、少人数のグループにしようということで勉強していただいております。

吉富副委員長： それで相談に来られた方を切り口、入り口やきっかけにして、つながりが広がればいいなと思われているのですね。

指定管理者： 先生方にそういう意識を持っていただいて、入っていくしかないかなと思っています。

石井委員長： ほかに何か御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

三村委員： 評価基準の中の、従業員の管理などの項目について伺います。労働環境が適切になされているかという観点から、有休の消化率や残業の時間数を教えていただけますか。

指定管理者： 従業員管理に関しまして、三六協定を結んでおりますので、時間外労働もそれまでに抑えるということを心がけております。

また、昨年から7日間の介護休暇を設けました。お母様の介護が必要になって、朝、病院に連れて行くというようなことができるようにしました。

有給休暇に関しては、8割、9割方消化しております。

三村委員： もう一点。やはり交流センターというのは、在住外国人の方に交流を深めていただく施設だと思うのですが、先ほどのように、先生を通じて外国人に手を伸ばそうとされている以外に、特に取組があれば教えていただきたいです。

指定管理者： 音楽コンサートに外国人の方が来てくださるようになり、知名度が上がり、貸室の利用率も伸びています。

三村委員： イベントを開催して周知されて、外国人が増えているということですね。逆に施設のほうから、例えば広告やSNS、ジャーナルに載せるなど、そういうアプローチはされていますか。

指定管理者： ホームページとInstagramをやっております。それとアンケートも取りやすいようにQRコードでやるなど工夫はしております。H I Aからのメールの広告が来たときには、必ず載せてもらうようお願いしています。

三村委員： 産後ケアで外国人の方の依頼が増えてきたとか、1人で誰にも相談ができずに籠っていらっしゃる方がいると聞いたことがあるので、市の中の他の部署との連携や情報収集といった形でも、何かできることはないのかなと思ったのですが、いかがですか。

指定管理者： 社会福祉協議会と定期的にお会いする機会がありますので、何かニーズがあればお伝えすると申し上げておきます。

三村委員： そういうので少しでも広げていただけたらなと思います。

あと、中国と韓国の方がすごく最近多くなっていると聞くのですが、窓口の対応言語の中にあまり韓国語というのが見当たりません。

指定管理者： もともと日本で生まれた方が多いのではないかと思います。

三村委員： 日本語がしゃべれるという方かもしれないのですが、もしかしたら掘り起こせてない部分になっている可能性もあるのかなと思うので、そういうところもまたアプローチしていただけたらなと思います。

指定管理者： 月に1回外国人向けの文化教室というのを3教室しています、書道、茶道、華道。そこに韓国の方が参加されています。

石井委員長： ほかに質問はありますか。

柏原委員： 利用状況の確認をしたいと思います。2階部分の国際交流センターが増えているのかなと思います。1年間で延べ数約1万8千人、1月当たりとすると千人以上増加しているということになりますが、アンケートを見ると、継続で使っていらっしゃる方が多いようです。継続で使われている方のご利用が増えているなど、どのように分析されておられますか。

指定管理者： 継続的にダンス教室がメインで使っていらっしゃいます。ダンス人気というのものもあるのかも分かりませんが、どんどん生徒さんが増えています。教室が大きくなり、鏡を入れたことが要因だと思います。

柏原委員： どなたでもご参加いただける事業をたくさんされているようなので、集会所のような位置づけで使っておられるのでしょうか。

指定管理者： そうですね。先ほども御説明したのですが、近隣に中国の方が増えてきて、中国の方は生活に困って相談するというより、どういう習いごとをさせたいか、どんな教室をここでやっているのかという相談です。日本人だけではなく、外国人の子供さんも混ざってやっています。公文教室も使っていただいており、いろんな教室にグローバルに生徒さんがいらっしゃるとお見受けします。

柏原委員： こどもさんがそういう場所に参加されると、そこに必ず保護者がついてくるのですね。

指定管理者： そうです。

柏原委員： 永住者が増えているのですが、そうすると、市へのご相談もより深くなってきています。先ほど三村委員がおっしゃったように、産後ケア、学校、教育の問題、受験、出産、離婚など、相談の範囲も広くより深いお話になってきていて、所管だけでは対応できません。中心的な役割を担うお立場として運営をしてこられて、外国人のお困り事というのは何か変化がありましたでしょうか。

指定管理者： 今のところ、多分引っ越して来られてまだ数年と、年が浅い方々が多く、子供がまだ小さい御家庭が多いです。そこまで複雑な相談事は、これからかもしれません。

柏原委員： 一番身近なところにそういった窓口があるというのは大きいと思っています。とりあえず分からないけど、市役所よりまず知っているところに行ってみようかと。複雑なお話になったときに、知っている人が行政に行ってみたらと言ってくれたら、行ってみようかとなるので、そういった人のつながりという部分は今後もお願いしたいと思います。

先ほど防災のお話も出ていましたが、1回では、なかなか防災意識を高めることは難しいです。外国人の方は被災時に日本語が分からなければ情報弱者になってしまいます。市役所も、言語で表現出来なくても指差しで意思のやりとりができるようなボードなどを作っています。今後も様々な取組の中で、外国人のお困り事をお聞きになられた際は、行政と共有できればいいですし、行政も事業をやっていますので、周知していただき、引き続き地域とのつながりに取り組んでいただければありがたいと思います。

指定管理者： 防災訓練は外国人も入れてやっています。今回は個人個人に密着した方向で取ろうということで、日本語教室に出向いて、その1人の生徒さんの住んでいる家を調べて、あなたの避難所はここだから、スマホを使って1回今度一緒に行ってみようねと、情報はこうして見つけるよというふうにやりました。各教室10回にわたって、外国人支援委員の者が出向いて説明をしながら、スマホのアプリの使い方、言語の確認を一緒にしました。

柏原委員： ありがとうございます。最後に、目標設定についてです。令和6年度、7年度とかなり上がっていますが、やはりKPIの設定が有効だと思います。目標が達成しなかったからただちに駄目だということではありません。目標値を設定することで、どのように頑張って達成されたか、達成しなかった場合は、

なぜなのかという分析ができると思います。今後、目標設定のやり方はまた所管とも御相談をいただいて、適正な数値を設定していただきたいと思います。お願いします。私からは以上です。

石井委員長： K P I の話が今出ましたが、目標数値ということで、もちろん売上げとか収支だけじゃなくて、相談件数とかも重要な K P I かなと思うのですが、2024 年度実施計画書という事前に頂いている資料だと、多言語相談窓口の件数が 22 件とあるのですが、これは目標とされているものと比べて少ないのですか。

指定管理者： 冒頭に申し上げたように、相談にお見えにならないので、我々が出向いていこうというのはやっています。皆さん意識せずに答えているような相談がほとんどで、定量化しなければならないと思っています。22 件では少ないと思います。

石井委員長： どう取るかというのは難しい点もあるのかもしれませんが、何らかやっぱり定量的な目標というのを作られて、それを目標に活動していただくというのがいいと思います。

指定管理者： そうですね、どこかで作りたいと思います。

吉富副委員長： 最後に一つだけいいですか。地域に住んでいる外国人に、なかなかアプローチできないという話の続きで、地域の外国人の市民団体と連携していらっしゃるのですね。

指定管理者： はい。

吉富副委員長： 協議会のメンバーとして参加していらっしゃる構成団体を見てもいろいろあると思うのですが、むしろ芦屋市の事業としてそちらが中心になって、その辺のネットワークを作ることはお考えではないですか。

指定管理者： 認定 N P O 法人ですから、そういう意識でやらなければいけないと思っています。

吉富副委員長： そのネットワークの中から、例えば芦屋市の社会福祉協議会とのつながりをもつなどして、地域住民にアプローチすることができるかなと思いました。

指定管理者： 社会福祉協議会は拠点だと思って意識しています。

吉富副委員長： そういう努力で徐々に広がっているのは分かるので、今後にも期待しています。

指定管理者 < 退席 >

委 員 < 評価について審議 >

石井委員長： それでは、潮芦屋交流センターの管理運営に係る評価について委員会としての意見をまとめていくということになりますが、各委員におかれましては、お手元の採点表をまずすべてご記入ください。採点表は、お手元の【4-2「潮芦屋交流センター指定管理者評価基準」】にあります。委員名と採点結果をご記入いただきましたら、事務局へ提出願います。点数以外の箇所は会議後にご記入いただき、後日メール送付でもかまいません。

委 員： < 採点、採点表提出 >

事 務 局： < 採点表を集計 >

石井委員長： 現在、事務局で採点結果を集計中です。

その時間も使いまして、本日の質疑を受け、評価すべき点、また逆に、今後、改善すべき点等につきまして、評価結果に特記すべき点などがあれば、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： <意見>

石井委員長： 採点が済んだようですので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： <採点結果及び評価案を説明>

石井委員長： 採点による評価は、このような結果となりましたが、この結果に対して、また、点数以外に配慮すべき点などにより、特にこの評価を補正する必要は、ございますか。

<各委員作成の評価基準シートに基づき集計の結果、A判定となった>

石井委員長： その後の手続について、事務局から説明願います。

事 務 局： 本日審議いただきました内容をまとめて評価結果の案を作成いたします。お手元の【資料6「報告（案）」】をご確認ください。案が作成でき次第、各委員の皆様へ、送付させていただきます、内容をご確認いただきます。その確認後、評価結果として確定させ、委員長名により市長への報告書として、作成します。

また、本日の会議の議事録につきましても、案がまとまりしだい、各委員の皆様へ送付させていただきます、内容をご確認いただきます。

最終的には、評価結果及び議事録をホームページにおいて、公表させていただきます。

石井委員長： 各委員におかれましては、後日、評価内容及び議事録の点検をよろしくお願いいたします。

市におかれましては、委員の皆様から示された意見等を、指定管理者とも十分協議の上、今後の施設の管理運営に反映していただきますようお願いいたします。

以上で、審議は終了します。

各委員におかれましては、円滑な会議進行にご協力いただきありがとうございました。

事 務 局： 事前送付しておりましたファイルの「法人等の財務状況に関する書類（直近3年間）」は、法人情報のため回収いたします。

それではこれもちまして、本委員会を終了いたします。ありがとうございました。